

奈良市時短営業協力支援金（夏季集中対策） 給付要領

（目的）

- 第1条 本要領は、奈良市時短営業協力支援金（夏季集中対策）（以下「支援金」という。）の給付について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 支援金は、本市を取り巻くコロナ禍の状況が日に日に深刻化する中、人と人とが接触する機会が増加するお盆時期を前に、感染拡大を抑制するため、市内飲食店に対し、本市が行った令和3年8月11日からの営業時間短縮の協力依頼（以下「協力依頼」という。）に応じた事業者に対して支援金を給付することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るとともに、事業者の事業継続の一助とすることを目的とする。

（対象者）

- 第2条 支援金給付の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者（以下「給付対象者」という。）とする。
- （1）市内において、食品衛生法に基づく営業許可を受けて、店舗を有して飲食店営業を行っている者
 - （2）通常20時以降に営業していた店舗で、協力依頼の期間中、20時以降の営業を行わない者
 - （3）原則令和3年8月11日から令和3年8月24日までの期間の期間、協力依頼に応じている者
 - （4）「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」並びに、奈良市の「飲食店等における新型コロナウイルス感染症拡大防止マニュアル」を十分に理解し、積極的に感染症拡大防止対策に取り組んでおり、本市が発行する「感染拡大防止宣言ステッカー」を取得、又は申請中であり、今後も継続して感染拡大防止対策に取り組みながら営業する意思がある者
 - （5）法人にあつては役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
 - （6）役員等が暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者
 - （7）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っていない者

(8) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていない者

(給付額等)

第3条 支援金は第2条の規定する対象者に対して、予算の範囲内において、一店舗当たり、以下の額を支給する。

- (1) 年間売上高が3,000万円までの飲食店
定額20万円
- (2) 年間売上高が3,000万円を超え、1億円までの飲食店
定額40万円
- (3) 年間売上高が1億円を超える飲食店
定額60万円

2 ただし、8月12日又は8月13日から協力依頼に応じた者については、前項の規定に定める給付額等に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

- (1) 8月12日から協力・・・13/14
- (2) 8月13日から協力・・・12/14

3 前項の規定による給付額等に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

(支援金の給付の申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、オンライン申請システムにより、市長が別に定める書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(支援金の給付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、支援金の給付又は不給付を決定するものとし、不給付を決定した場合にあっては、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

2 市長は、支援金の給付の目的を達成するため必要と認める場合には、必要な条件を付するものとする。

(支援金の給付)

第6条 市長は、第5条第1項の規定による給付決定後、速やかに支援金を給付するものとする。

2 前項の規定による支援金の給付は、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

- 3 支援金の給付決定の通知は、前項の規定による口座への振り込みをもってこれに代えるものとする。

(指示及び検査)

第7条 市長は、前条第1項の規定による支援金の給付を受けた者（以下「給付決定者」という。）に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

- 2 申請者及び給付決定者は、調査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(給付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、給付決定者が給付要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他の不正の手段により給付の決定を受けたことが判明した場合は、支援金の給付の決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、給付決定者が社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると認めた場合、支援金の給付の決定を取り消すことができる。
- 3 市長は、第1項又は第2項に該当する給付決定者に対して、すでに支援金を給付しているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。なお、返還にかかる費用は、給付を受けた者が負担するものとする。

(違約金及び延滞金)

第9条 前条第3項の規定により、支援金の返還を命ぜられたときは、支援金の返還のほか、違約金を支払わなければならない。この場合において、納付しなければならない違約金の額は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合により計算した額とする。

- 2 前項の規定により違約金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額の延滞金を納付しなければならない。

(申請内容の不備等の取扱い)

第10条 提出された申請内容及び添付書類について不備等がある場合、市長は申請者に不備解消を求めるが、市長が指定する期限までに申請内容等の不備解消に至らず、再度の申請が行われなかった場合、申請者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条の規定による給付決定を行った後、申請内容等の不備による振込不能等があり、本市が申請内容等の確認・補正等を求めたにもかかわらず給付決定者において不備等の解消がなされず、給付決定者の責めに帰すべき事由により本支援金を給付できない場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金の給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(支援金の経理等)

第12条 給付決定者は、支援金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支援金の給付決定があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月9日から施行する。